

衆議院議長 細田 博之 殿
衆議院副議長 海江田万里 殿

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する意見書

令和4年4月14日



代表 松井 一郎

共同代表 馬場 伸幸



第1 政府における検討結果について

1 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の前提となっている『「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議』の報告では、皇位継承と皇族数の減少についての基本的な考え方として、今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、次世代の皇位継承資格者として悠仁親王殿下がいらっしゃることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにはならないこと、そして、まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であることが示されております。

2 その上で、皇族数の確保の具体的な方策として、①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することと、②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること、という二つの方策について、今後、具体的な制度の検討を進めていくべきではないかとされております。このほか、③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とするとの方策については、①及び②の方策では十分な皇族数を確保できない場合に検討する事柄と考えるべきではないか、とされております。

第2 政府における検討結果に対する評価

1 この有識者会議の報告については、第一に、言葉遣いや提案の仕方をはじめとして、その全体にわたり非常に繊細な配慮がなされている点、第二に、皇族数確保の具体的な方策として示されている三つの案が、皇室のこれまでの歴史と整合的であり、かつ、現実的なものであるという点で、高く評価できるものと受け止めております。

2 特に、二つ目の方策として示された「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする案」については、皇位継承を目的として養子となった例として、後水尾天皇の皇子識仁親王が兄の後光明天皇の養子となり、その後、1663年に即位されたという第百十二代霊元天皇の例や、東山天皇の皇曾孫兼仁王が後桃園天皇の養子として1779年に即位されたという第百十九代光格天皇の例がございます。

また、二つ目の方策の具体的な案として、昭和22年10月に皇籍を離脱したいいわゆる「旧十一宮家」の皇族男子の子孫である男系男子を皇族の養子としてお迎えする案が示されておりますが、この「旧十一宮家」の皇族男子は、現在の憲法下において、昭和22年5月3日から同年10月14日に皇籍を離脱されるまで皇位継承資格をお持ちになっておられた方々でございます。

現在の皇室との間で親戚関係があり、また、現在も菊栄親睦会等を通じた交流関係があることからしても、「旧十一宮家」の皇族男子の子孫である男系男子の方々は、現在の皇室と極めて近いお立場であると存じております。

3 これらの歴史と現実を踏まえれば、二つ目の方策は特に高く評価できるものと存じます。他方、一つ目の方策については、皇族が男系による継承を積み重ねてきたという伝統をなし崩し的に消滅させ、皇位継承資格を女系に拡大することにつながるのではないかと懸念する声があることにも十分留意する必要があると存じます。

第3 結び

1 以上のことを踏まえた上で、私ども日本維新の会は、『「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議』の報告及びこれに基づき政府において検討した結果に賛同するものでございます。

2 国事行為の臨時代行をはじめとする法制度上の重要な役割を担い、また、国民の安寧な生活のため様々な公的活動を行い、天皇の身近な親族として天皇を支える皇族の役割に鑑みますと、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であるということは、各政党・各会派においても、認識を共有できるものと存じます。

この共通認識の下、国会としては、第2で述べたような歴史的事実も含め、国民の皆様に対し正確な情報をお伝えして理解を醸成しつつ、今日まで紡がれてきた長い歴史と伝統を大切にし、古来例外なく男系継承が維持されてきたことの重みを踏まえた上で、皇室の歴史と整合的であり、かつ、現実的でもある二つ目の方策について、皇室典範の改正により、安定的な法制度として実現するべきであると存じます。そのために、静かな環境の中で丁寧な議論をし、立法府の総意を取りまとめるべきであります。私ども日本維新の会としても、このような立法府としての役割を、誠実に果たしてまいりたいと存じております。

3 歴史的にも現実的にも高く評価できる二つ目の方策を軸として立法府の総意が取りまとめられた暁には、天皇陛下の国事行為に助言と承認を行う職務を担う内閣において、皇室典範の改正案について、先例に倣い、立法府の総意を厳粛かつ誠実に受け止め、直ちにその立案に着手し、事前に各政党・各会派への説明を行った上で、速やかに国会に提出することを強く求める次第でございます。